

議案第44号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次に掲げる局及び部並びに」を「市立総合医療センター及び」に改め、同条各号を削る。

別表小田原市立病院運営審議会の項の次に次のように加える。

小田原市病院 事業の経営形 態のあり方検 討委員会	病院事業の経営形態のあり方に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内
------------------------------------	--	-------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

病院事業管理者の附属機関として小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会を設置する等のため提案するものであります。